

## 博士（理学）の学位に関する内規

昭 40. 6.14	委員会承認	平 10.10.25	改 正
44.10.28	改 正	15.11.27	改 正
45. 9. 3	改 正	18. 2.13	教育会議改正
55.12. 8	改 正	20. 2.15	改 正
61. 2.24	改 正	21. 2. 9	改 正
62. 1.26	改 正	21. 3. 6	改 正
平 10. 5.25	改 正	23.11.21	改 正
10. 6.22	改 正	26. 6.23	改 正

### I. 課程博士（本研究科在籍者）

提出期日	研究科が定めた期日（通常は毎週金曜日、理学系研究科等学務課大学院担当へ提出）ただし、9月定期修了予定者は7月5日～15日の研究科が定める期間とし、3月定期修了予定者は12月15日～25日の研究科が定める期間とする。
提出部数	論文 1部（参考論文も同様）及び電子データ 論文の内容の要旨 3部（4,000字以内）及び電子データ 宣誓書 2部（正1・写1） 履歴書 3部（正2・写1） 論文目録 3部（正2・写1） 同意承諾書 2部【共著者（共同研究者）がいる場合】（正1・写1） 博士論文のインターネット公表に関する確認票 2部（正1・写1） 許諾書 2部（正1・写1） 要約公表の申請書 【該当者のみ】（正1・写1） 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料【該当者のみ】（正1・写1）
最終試験	合格、不合格
審査期間 (学位規則第10条)	学位論文提出日から1カ年。ただし、特別の事由があるときは、研究科教育会議の議を経て、その期間を1年に限り延長することができる。

### II. 課程博士（退学後3年以内に論文を提出する者）

本研究科に所定の年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者

提出期日	研究科が指定した期日（通常は毎週金曜日、理学系研究科等学務課大学院担当へ提出）
提出部数	論文 1部（参考論文も同様）及び電子データ 論文の内容の要旨 3部（4,000字以内）及び電子データ 宣誓書 2部（正1・写1） 履歴書 3部（正2・写1） 論文目録 3部（正2・写1） 同意承諾書 2部【共著者（共同研究者）がいる場合】（正1・写1） 博士論文のインターネット公表に関する確認票 2部（正1・写1） 許諾書 2部（正1・写1） 要約公表の申請書 2部【該当者のみ】（正1・写1） 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料【該当者のみ】（正1・写1）
試験及び 学力の確認	試験 合格、不合格 学力の確認（試問） 免除
審査期間 (学位規則第10条)	学位論文提出日から1カ年。ただし、特別の事由があるときは、研究科教育会議の議を経て、その期間を1年に限り延長することができる。

### III. 論文博士

提出資格	研究歴4年6カ月以上の者※
提出期日	研究科が指定した期日（通常は毎週金曜日、理学系研究科等学務課大学院担当へ提出）
提出部数	論文 正副5部（参考論文も同様）及び電子データ 論文の内容の要旨 6部（4,000字以内） 学位申請書 2部（正2） 履歴書 3部（正2・写1） 論文目録 3部（正2・写1） 同意承諾書 2部【共著者（共同研究者）がいる場合】（正1・写1） 博士論文のインターネット公表に関する確認票 2部（正1・写1） 許諾書 2部（正1・写1） 要約公表の申請書 2部【該当者のみ】（正1・写1） 「やむを得ない事由」を具体的に説明する資料【該当者のみ】（正1・写1）
試験及び学力の確認	試験 合格、不合格 学力の確認(試問) 優、良、可、不可（可以上合格） ・外国語 英語（専攻において必要と認めた場合は、独語、仏語、露語のうちから1か国語を加えることができる。ただし、外国人の場合は、日本語を含めることができる。）
	試験の免除 別表により試問の一部を免除することができる。 なお、特別の場合は、研究科教育会議に申し出て承認を受け、免除することができる。
審査期間 (学位規則第10条)	学位論文提出日から1カ年。ただし、特別の事由があるときは、研究科教育会議の議を経て、その期間を1年に限り延長することができる。

※研究科と関わりのない外部者からの申請については、専攻からの理由書等を研究科教育会議で審議し、了承された場合のみこれを受け付ける。

### IV. 共通事項

審査報告	審査委員会および各専攻の会議や委員会等での審議を経て、理学系教育会議で主査による審査結果説明に基づき審議する。ただし、定期修了（3月および9月修了）の課程博士（本研究科在籍者）については、理学系教育会議での主査による審査結果説明を、専攻長が一括して行うことができる。
審査委員	(1) 審査委員は5名以上とし、本学の大学院担当教員から各専攻において選出する。ただし、項目(2)を満たす範囲で、本学以外の大学院、研究所等の教員等を審査委員に含めることができる。 (2) 審査委員には、本研究科の大学院担当教員が3名以上含まれていなければならない。 (3) 主査は、各専攻で本研究科の大学院担当教員の中から選出する。 (4) 論文を提出した者の親族は審査委員になることができない。 (5) 各専攻は、関係内規と整合する範囲内で独自の規定を設けることができる。
審査委員会	論文審査の結果の要旨は2,000字以内とし、所定の期日までに提出する。

報告書等 提出期日	<p>なお、同要旨は1週間前に教育会議各委員に送付する。(※印参照)</p> <p>審査委員会報告書に基づき、研究科教育会議で審議する。</p> <p>※ 課程博士定期(3月及び9月)修了者については、省略する。</p>
研究科教育会 議議決方法 (学位規則第12条)	<p>投票による。</p> <p>委員全員の1/2以上の出席(公務又は出張のため出席できない委員は委員の数に算入しない)を必要とし、出席委員の2/3以上の賛成を得たものに学位を授与する。</p> <p>ただし、3月及び9月修了の課程博士(本研究科在籍者)については、専攻での投票をもって研究科教育会議での投票に代えることができる。専攻での投票は、研究科教育会議の議決方法に準じて行うものとするが、その運用については、専攻で決めることができる。</p>
インターネットの 利用による公表	<p>インターネットの利用による公表要領は別に定める。</p> <p>なお、全文が公表できないやむを得ない事由に該当するか否かについては、学位申請者が提出した「要約公表の申請書」に基づき、研究科教育会議において審査する。</p> <p>ただし、3月及び9月修了の課程博士(本研究科在籍者)については、専攻での審査をもって研究科教育会議での審査に代えることができる。</p>

別表 論文博士の学力の確認における試問の免除について

免除該当者		専門科目		外国語	
		口頭試問	筆答試問	専門	一般
本 学 関 係 者	博士課程中退又は修士の学位を有する者		免除可	免除可	免除可
	修士課程中退又は学部卒業者		免除可		免除可
	本学大学院の教育課程を修了したのみで退学し、かつ退学日から3年以内に論文を提出する者		免除可	免除可	免除可
	上記以外の本学関係者				免除可
他大学で上記各項該当者					免除可